

平成 27 年

第 5 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 平成 27 年 5 月 21 日 (木) 午前 10 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

平成27年第5回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

報告9	専決処分の報告について
専第3号	平成27年度赤穂市就学指導委員会委員の委嘱について
専第4号	平成27年度赤穂市青少年育成推進委員の委嘱について
第61号議案	平成27年度赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について
第62号議案	平成27年度赤穂市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
第63号議案	平成27年度赤穂市一般会計補正予算（6月）について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

報告 9

専決処分の報告について

- 専第 3 号 平成 27 年度赤穂市就学指導委員会委員の委嘱について
専第 4 号 平成 27 年度赤穂市青少年育成推進委員の委嘱について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

平成 27 年 5 月 21 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第3号

平成27年度赤穂市就学指導委員会委員の委嘱について

本市就学指導委員会委員は、平成27年4月30日をもって任期満了につき、その後任として赤穂市就学指導委員会規則（昭和50年赤穂市教育委員会規則第4号）第2条の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

平成27年5月1日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の
付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第4号

平成27年度赤穂市青少年育成推進委員の委嘱について

本市青少年育成推進委員は、平成27年4月30日をもって任期満了につき、その後任として赤穂市青少年育成センター運営規則（昭和48年赤穂市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

平成27年5月1日

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の
附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

第61号議案

平成27年度赤穂市青少年育成センター運営委員会委員 の委嘱について

本市青少年育成センター運営委員会委員は、平成27年5月27日をもって任期満了につき、その後任として赤穂市青少年育成センター運営規則（昭和48年赤穂市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の者に委嘱したい。

平成27年5月21日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の
付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

第62号議案

平成27年度赤穂市立学校給食センター運営審議会委員の 委嘱について

本市市立学校給食センター運営審議会委員は、平成27年5月31日をもって任期満了につき、その後任として赤穂市立学校給食センター設置条例（昭和44年赤穂市条例第11号）第5条第2項の規定により、次の者に委嘱したい。

平成27年5月21日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の
付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

第 6 3 号議案

平成 2 7 年度赤穂市一般会計補正予算（6 月）について

平成 2 7 年度赤穂市一般会計補正予算（6 月）について、その意見を求める。

平成 2 7 年 5 月 2 1 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の
教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関
する事件に該当するため非公開

その他

(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について

・赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不
当である事件に該当するため非公開